

○大阪府食の安全安心推進協議会規則

平成十九年三月二十九日

大阪府規則第三十号

改正 平成二〇年七月三十一日規則第七二号

平成二一年三月三十一日規則第二四号

平成二四年三月二九日規則第六一号

平成二四年十一月一日規則第二一七号

平成二八年三月三〇日規則第八二号

大阪府食の安全安心推進協議会規則をここに公布する。

大阪府食の安全安心推進協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府食の安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（平二四規則六一・一部改正）

(組織)

第二条 協議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 大阪府食の安全安心推進条例（平成十九年大阪府条例第七号）第二条第五項に規定する食品関連事業者

三 府民

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二四規則二一七・一部改正、平二八規則八二・旧第三条繰上）

(専門委員)

第三条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（平二八規則八二・旧第四条繰上）

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（平二八規則八二・旧第五条繰上）

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平二八規則八二・旧第六条繰上）

(部会)

第六条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

（平二八規則八二・旧第七条繰上）

(報酬)

第七条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(平二四規則六一・一部改正、平二八規則八二・旧第八条繰上・一部改正)

(費用弁償)

第八条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(平二〇規則七二・平二四規則六一・一部改正、平二八規則八二・旧第九条繰上)

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、健康医療部において行う。

(平二一規則二四・一部改正、平二四規則六一・旧第十一条繰上、平二八規則八二・旧第十条繰上)

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平二四規則六一・旧第十二条繰上、平二八規則八二・旧第十一条繰上)

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第七二号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二四号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第六一号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第八二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

【参考】

○大阪府食の安全安心推進協議会部会

部会設置の根拠（大阪府食の安全安心推進協議会規則第6条）

名称	事業者あり方検討部会	情報発信評価検証部会	大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会
設 理 置 由	食品の安全確保には、規制だけでなく、事業者の積極的な取組みを促す方策も重要であるため、大阪らしい取り組みとして、民間主導型の認証制度の検討や食の安全安心の確保に関する優れた取組を顕彰するための審査を行う。	食の安全安心に関する情報が、府民及び食品関連事業者に適切に提供されているかどうか評価検証を行う。	大阪版食の安全安心認証制度の認証機関が適正に認証業務を遂行できるかどうかを審査する。
主 な 審 議 事 項	①大阪版食の安全安心認証制度に関する事項 ②大阪府食の安全安心顕彰制度に関する事項(顕彰の審査を含む。)	①大阪府の食の安全安心に関する情報発信等に対する評価検証	①認証機関の指定に関する審査
公 開 ・ 非 公 開	公開 (顕彰の審査・選考については、非公開)	公開	非公開